

○総務省告示第百六十八号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年五月二十六日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

波 頻 比

第2 周波数割当表

〔1～7 略〕

周波数割当表

〔第1表 略〕

第2表 27.5MHz - 10000MHz

〔略〕	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
915-930 J67	移動 J68	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当では別表9-1に、移動体識別用への割当では別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当では別表6-2に、無線電力伝送用への割当では別表6-3による。
2400-2450 J37 J82	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当では別表8-5に、移動体識別用への割当では別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用及び無線電力伝送用とし、移动物識別用への割当では別表6-2に、無線電力伝送用への割当では別表6-3による。
無線標準	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当は別表8-5による。	〔同左〕

波 頻 比

第2 周波数割当表

〔1～7 同左〕

周波数割当表

〔第1表 同左〕

第2表 27.5MHz - 10000MHz

〔同左〕	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	小電力業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当では別表9-1に、移動体識別用への割当では別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当では、別表6-2による。
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当では別表8-5に、移動体識別用への割当では別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当では別表6-2による。

アマチュア	アマチュア業務用	[同左]	[同左]
2450-2483.5 J37	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8-5に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用及び無線電力伝送用とし、移動体識別用への割当ては別表6-2に、無線電力伝送用への割当ては別表6-3による。
無線標準	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信シス テム用とし、割当ては別表8-5による。	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8-5に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
2483.5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用のうち、道路交通情報通信(VI C S)用への割当ては2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 一般業務用のうち、無線電力伝送用への割当ては、別表6-3による。
移動衛星（宇宙から地球） J112	電気通信業務用	[同左]	公共業務用のうち、道路交通情報通信(VI C S)用への割当ては2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
無線測位衛星（宇宙から地球） J143	公共業務用 一般業務用	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]

5725-5770 J37	移動	公共業務用	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力デ ータ通信システム用とし、割当て は別表8-5による。 一般業務用のうち、無線電力伝送 用への割当ては、別表6-3によ る。		
		無線標準				
[略]	[略]	公共業務用	アマチュア 用	アマチュア業務		
		[略]				
[第3表 略] [国内周波数分配の脚注 略] [別表1-1～別表6-2 略]	[第3表 同左] [国内周波数分配の脚注 同左] [別表1-1～別表6-2 同左]	[同左]	[同左]	[同左]		
		[新設]				
別表6-3 無線電力伝送用構内無線局の周波数表 916.7-920.9MHz帯の周波数の電 波を使用する無線設備	918MHz 919.2MHz	916.7-920.9MHz帯の周波数の電 波を使用する無線設備	2412MHz 2437MHz 2462MHz 2484MHz	2.4GHz帯の周波数の電波を使用 する無線設備		
		5.7GHz帯の周波数の電波を使用 する無線設備				
[別表7-1～別表11-3 略]		[別表7-1～別表11-3 同左]		[別表7-1～別表11-3 同左]		
[国際周波数分配の脚注 略]		[国際周波数分配の脚注 同左]		[国際周波数分配の脚注 同左]		
〔備考〕 條文の「」の記載が付記しない。 〔備考〕 條文の「」の記載が付記しない。						